平成２１年（フ）第７７９号
大分県別府市大字北石垣1089番地の２
債務者　墨田　俊昭
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８２号
大分市西鶴崎１丁目１番７号ミネルバ鶴崎902
債務者　三浦　　愛
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８２３号
大分県別府市大字鶴見3235番地の９
債務者　藤田　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４２号
大分県別府市大字鶴見2841番地の１
債務者　上野　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市上荒田町21番６号清藤アパート103号
債務者　藤下　　進
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4624番地
債務者　壽　　香澄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市喜入生見町2729番地
債務者　川野　正美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県鹿児島市喜入生見町2729番地
債務者　川野たみ子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市大竜町８番５号コーポ藤201号
債務者　奥田　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６号
茨城県かすみがうら市上稲吉559番地
債務者　岡田きく江
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号
茨城県土浦市上高津1748番地１―201山田方、旧住所茨城県土浦市富士崎１丁目３番15―302号　シャトレC
債務者　若林　邦彦
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９８号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地24棟104号
債務者　ＬＥＢＯＮ　ＤＶこと　長谷川房雄
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３０号
京都府京田辺市河原神谷66番地22―211
債務者　藤野　和代（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３９号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地17―102
債務者　糟野　純子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５４号
京都府長岡京市下海印寺方丸33　リュウライフ西長岡303号室、住民票上の住所京都市中京区小川通二条上る槌屋町618番地
債務者　中越　義明
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７１号
京都市伏見区恵美酒町941番地
債務者　渡部　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９２号
京都市伏見区小栗栖中山田町12番地の１　府営住宅小栗栖西団地４―506
債務者　永井電機こと　永井　清史
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９３号
京都市山科区小山中ノ川町37番地８　コムハウスN101
債務者　廣島あすか
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係